

# 新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書の提出について

保護者様

山梨県立ふじざくら支援学校長

学校保健安全法により、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、出席停止の扱いとなります。登校する際に、以下の「新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書」に保護者が記入し、学校へ提出をお願いします。

提出日 年 月 日

学校長様

## 新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書

医師から診断・指導を受け、症状が改善するまで家庭療養しましたので、以下のとおり報告いたします。

学部・学年	小学部・中学部・高等部	年
児童生徒名		保護者氏名
診断名	新型コロナウイルス感染症【株】 ※株については、分かっている場合のみ記入をお願いします。	
診断年月日	年	月 日
受診医療機関		
発症日 (症状が現れた日または検査で陽性となった日)	年	月 日
出現した症状	発熱( °C)・全身倦怠感・頭痛・咽頭痛・関節痛・筋肉痛 せき・喀痰・呼吸困難感・下痢・味覚嗅覚異常・その他( )	
出席停止期間	年	月 日 ~ 年 月 日

### 新型コロナウイルス感染症による症状経過表

- 下の表の太枠内に日付と毎日の体温を記入してください。
- 症状軽快日と表の①～⑥を照らし合わせて、登校可能日を確認してください。
- 出席停止期間は「発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」です。  
※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態のことです。
- 無症状の感染者の出席停止期間は、検体を採取した日(検査をした日)から5日を経過するまでです。
- 出席停止期間が終了しても、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

	発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月 日	/	/	/	/	/	/	/	/
体 温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
①無症状だが検査で陽性が半明した場合	無症状	検査後1日目	検査後2日目	検査後3日目	検査後4日目	検査後5日目	登校可能	
②発症後1日目に症状軽快した場合	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能	
③発症後2日目に症状軽快した場合	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能	
④発症後3日目に症状軽快した場合	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	発症後5日目	登校可能	
⑤発症後4日目に症状軽快した場合	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	登校可能	
⑥発症後5日目に症状軽快した場合	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後1日目	登校可能

- ※ この報告書は登校初日に必ず学校へ提出してください。
- ※ 御不明な点がございましたら養護教諭へお問い合わせください。